

使わなくなった福祉用具はありますか？ 福祉用具等リユースあっせん事業

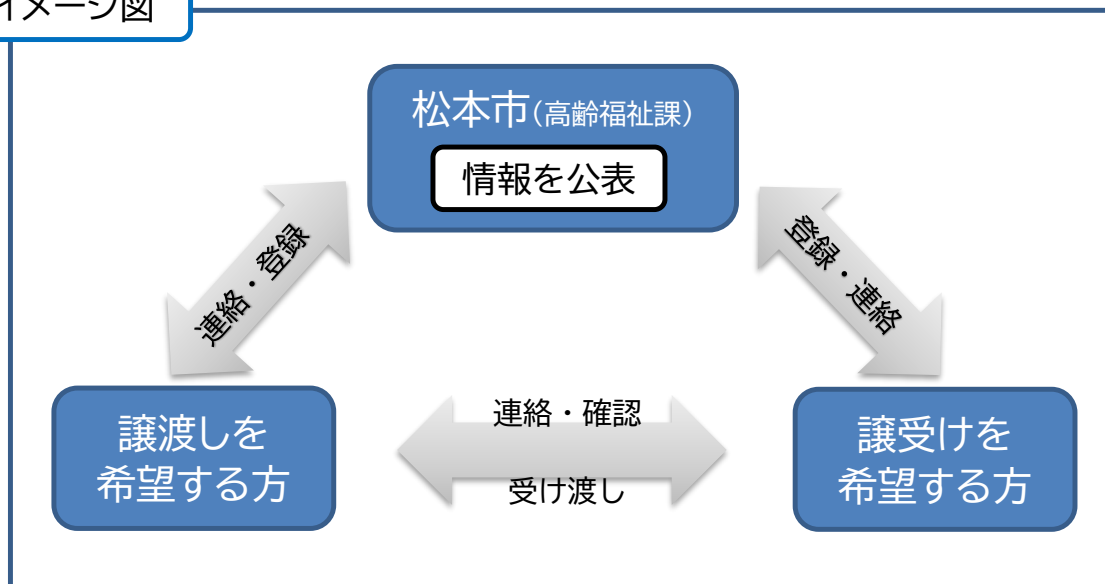


不用となった福祉用具等を必要としている方に橋渡し(掲示板方式)をする事業だよ！
住み慣れた地域の中で、安心して生活ができるように、この事業を活用してね！

○利用の流れ

- ① 福祉用具等の譲渡し及び譲受けを希望する方は、それぞれ「譲ります登録カード」、「譲ってください登録カード」に必要事項を記入し、受付窓口(各地域包括支援センター)へ提出します。
- ② 市ホームページに登録情報を掲載し、公表します。なお、情報の登録期間は1年間とし、継続を希望する場合は高齢福祉課へご連絡をお願いします。
- ③ 情報のマッチングを行い、希望が一致した場合は、それぞれの登録者へ連絡します。
- ④ 登録者双方で受け渡しの調整を行い、必要に応じて、各地域包括支援センターの職員が対応をします。
- ⑤ 譲受けを希望する方は直接現物を確認し、双方が納得の上で受け渡しを行います。
- ⑥ あっせんの結果については、譲受人が登録を管理する高齢福祉課へ報告するものとなります。

イメージ図



○登録できるもの

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ①車いす ※電動は不可 | ⑤特殊寝台(介護用ベッド)
※電動は不可 |
| ②歩行器 | ⑥腰掛便座(ポータブルトイレ) |
| ③シルバーカー(手押し車) | ⑦入浴用いす(シャワーチェア) |
| ④歩行補助つえ | |



○譲渡しの条件

- ① 譲渡人が市民であること。
- ② 無償であること。
- ③ 提供する福祉用具等に故障(ヒビの発生や不具合など)や汚損(大きなシミやカビの発生など)がないこと。

○譲受けの条件

- ① 譲受人が介護保険制度による公的給付(◆1)の対象とならない市民であること。
- ② 転売等、営利を目的とした譲受けでないこと。
- ③ 譲受けに要する費用(運搬、点検、消毒等)を負担すること。
- ④ 譲り受けた福祉用具等の処分は、譲受人の負担とし、返却はできないものとします。

◆1 福祉用具貸与、特定福祉用具販売(福祉用具購入)



- ※1 安全及び衛生上問題があると判断される場合は、登録をお断りすることがあります。
- ※2 製造から相当年数(5~10年)経過し、不具合等が生じる可能性のあるものは、登録をご遠慮ください。申請後に不具合等が懸念される場合は、福祉用具の状態を聞き取らせていただき、登録をお断りすることもあります。
- ※3 譲受けた福祉用具の返却はできません。
- ※4 登録品の引き取りはいたしません。登録者で保管をお願いします。
- ※5 希望が一致した場合は、高齢福祉課から、それぞれの登録者へ登録者情報を提供します。個人情報、本事業に係る業務以外で使用することはありません。
- ※6 本事業における福祉用具等の受け渡しに伴い生じた損害及び福祉用具等の不具合・故障等による事故や怪我等については、市は一切責任を負わないこととします。



松本市 健康福祉部 高齢福祉課 福祉担当

電話 34-3237 FAX 34-3026

相談日 : 月曜日~金曜日

(国民の祝日、12月29日~1月3日を除く)

相談時間 : 午前8時30分~午後5時15分